

2020年3月10日：令和2年文教厚生常任委員会 本文

○藤木委員＝それでは、質疑を始めたいと思います。

それでは、いじめ等を原因とした保健室登校への対応についてであります。

学校は子供たちが安全・安心に過ごし、夢や希望を持って進路の実現を図っていく場であり、県内の学校では教員が子供たちに対して授業、学校行事等で適切に指導に当たっておられます。しかしながら、子供たちを取り巻く環境が多様化した現在、いじめや不登校などの諸課題が顕在化するようになっており、子供たちの学びや生活にも大きく影響を及ぼしております。

そうした中、本県の不登校者数は全国同様に増加傾向にあり、長期間欠席をしたり、教室に入れずに保健室や別室で過ごしたりする子供たちが一定数いると伺っており、子供一人一人に応じた丁寧な対応をする必要な時代が来ていると感じております。

こうした課題に対して対応するのはまず担任の先生ですが、新卒からベテランまで、その対応力は様々であります。ふだんから担任が子供たちや保護者と信頼関係を築いて、子供たちに対して誠実に情熱を持って向き合えば、子供たちのささいな変化を見逃すことなく、初期段階での熱心な対応が事態を解決する早道だと言えます。初手が大切でありますね。何事もこじらせてしまえば、収まるものも収まりません。そういった意味では、まずは子供たちを間近で見ている担任の対応力が求められ、授業を受けられずに保健室などの別室登校になった事実、また別室登校になった後に自分の教室に戻りたくても戻ってこられずにいる事実を前に、担任の責任は極めて重大だと言わざるを得ません。

次に、事情によっては担任だけでは解決が困難な複雑で、根深くなった課題については、管理職である校長や教頭に加え、学年主任とか生活指導主事などが組織的に対応していくことも求められています。そういう意味では、組織を率いて、この事態を解決していく管理職の校長と教頭の責任もまた極めて重いものだと言わざるを得ません。

私は、いじめによって保健室登校を余儀なくされている子供たちに対して、学校がこの点に対し、事態の重大さを日々感じながら、誠意をもって向き合い、解決していくことが大切であり、過去に不登校などに対して適切に対応できなかった教員や管理職は、その指導力の不足とその責任に対して、やはり人事上の措置を講じる必要があると感じております。

その先生は翌年には速やかに担任から外し、副担任として、または一教員として担任の仕事の本来の在り方とは何なのかしっかり学ぶべきだと思いますし、校長、教頭に対しても状況をよく精査し、必要に応じて責任を負わせるべきだと考えています。

いずれにせよ、学校は不登校や保健室登校などの別室登校の児童生徒に寄り添い、その子供たちが自らの未来を開いていくための学びの場である学校に元気に通えるようにすること、これは直接の担任や校長以下管理職にとって極めて大きな使命であると申し上げて、教育委員会の質問に入りたいと思います。

まず、不登校及び保健室登校の現状ということであります。

県内の小中学校における不登校及び保健室登校の児童生徒数の推移がどのようになっているのかお示してください。

○藤木委員＝ぱっと二つ言いますね。直近のやつを足すと不登校が何人かということのを改めて、今足すと大体幾らになりますかね。

○藤木委員＝すみませんね、不規則な発言で。

このデータを改めて千四百六十一名という、もう一方のほうは二百名ぐらいになるのかしら、百八十名ぐらいになるのかな。このデータを資料として後で皆さんに渡していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○藤木委員＝思った以上の数で、少しびっくりいたしましたが、改めまして、不登校及び保健室登校

の要因ということでございますが、その主なる要因はどうなっているのかということをお伺いします。

○藤木委員＝不登校及び保健室登校の最近の傾向についてであります。

学校の取組の結果、不登校の状態から登校できるようになった子供の割合、または保健室登校の状態から教室に入ることができるようになった子供の割合はどのようになっているのか、改めてお示しください。

○藤木委員＝そこで、感想を言わせていただくと、これは可変的であるということですね。人間の努力、大人たちの努力、周りの周囲の努力によってこの四人に一人を三人に一人にすることができるのかも分からないし、六割を七割、八割に上げていくというのが私たち大人、または行政機関の役割かと改めて思わせていただきました。

そういう中であって、この不登校及び保健室登校に対する学校の取組ということですが、具体的に不登校及び別室登校に対して学校ではどう取り組んでいるのかということをお示しください。

○藤木委員＝そこで、不登校に対して学校ではどのように取り組んでいるのか、それは答弁のとおりなんでしょうけどね。実際別室へ登校しているわけですよ、授業には出られない。授業に出られないということは、先生もいなければ黒板もないわけですし、自習ということなのか。原因は別にあって、どうしても不登校の場合は何とか保健室登校でも別室登校でもいいから、とりあえず学校に戻ってこないかというので、学校に戻ってこさせ、まずは保健室登校から始まるのかもしれない。そこで彼女、もしくは彼は来年、県立何とか高校の受験を控えて頑張らにやならんということもあって、そういうときに保健室登校でその授業に参加できなかった部分のカバーとして、学校の先生や保健室登校者に対して学業においてはどのようなサービスを行っているのかということについてお伺いします。

○藤木委員＝ここは私からの要望ではありますが、不登校になった場合は別途改めてなんでしょうけど、とりあえず学校にいて、その周囲には先生たちがいるわけですから、保健室登校という児童生徒たちが、本当は授業を受けたいわけですね、仲間たちもいるし、学校に来ているんだから教室に行くのは当然です。しかし、そこには行けない。その行くに当たって、大人たちのサポートや仲間たちのサポートがうまくいかなかった結果、どうしてもクラスに入れないということになったときに、それでも学業としての目安というのは、やっぱり学校に行く理由がそこにはあるわけだから、学力の向上ないしは様々なものがある、最低でも学力の向上に対するサービスとして、ちょっとしばらくこの問題は恒常的なものになりそうだなと、本当はなっちはいけないための努力は永続してやらんといかめだけでも、とりあえず自習しとってねと。ちょこちょこ空いた先生が出かけてきて、「どがんこ、ちゃんと勉強しよって、何か分からんことあったらちゃんと先生に聞いてね」というようなことではなくて、そこはきちんとしたカリキュラムでもって、きちんとした学業の保障、またそういうことが忙しくてできないというんだったら、何としても戻せるような努力を先生たちはやっぱりやるべきなんであって、そこがどうも根深くなってしまって、複雑になってしまって、なかなか戻すに戻せないけれども、学校には何とか来てくれている、授業を受ける姿勢だけはというんだらば、ちゃんとそこはそことしてのカリキュラムをつくって、空いた先生が手間暇かけてきちんと学力向上のための努力をしていただきたいと思いますが、その点についてどう思いますか。

○藤木委員＝それでは、先ほど前語りでとうとうと言いましたけれども、初手において原因の除去さえ、初手において原因が除去できなかったとしても、鋭意の情熱によって多くの人たちの思いの中に事態が解決できればいいんだけど、なかなかそうもいかなかった。それが先生たちの不実、先生たちの情熱や誠意、熱心な関わりの中でそうできなかった場合、言うなれば放置にも近い形、そういうことが恐らくないとは思うんだけど、もしあった場合ですけれども、不登校及び別室登校を出し続ける担任及び管理職の責任についてお伺いいたしますが、この先生が担任になると必ず不登校が

出てしまう、児童生徒に対する指導力不足の教員に対して、現在はどうのような指導を行っているのかということでございます。

○藤木委員＝先ほどの千四百六十一名の中の話でしたけど、その中には、不登校及び別室登校の中には教員だけでは対応が困難な発達障害の児童や生徒、自閉症ぎみだった生徒たちだっているはずで、実際おられます。それらの児童生徒の心のケアについては、現在、心理の専門家であるスクールカウンセラーが対応しているということになっております。

私が県議として幾つかの学校を訪問した際に、多くの校長先生からこのスクールカウンセラーなる人々はとてもありがたいというふうな話でした。僕は直接、そのスクールカウンセラーの中身、どういう人々が、どのような内容、どういうふうな雰囲気という現場に立ち会ったことはないんですが、校長先生たち、多くの先生たちがスクールカウンセラーはとてもありがたい、本当にありがたい。そういった先生たちが来てくれる時間数を増やしてほしいと。議員からも、藤木卓一郎、私自身に対しても、この点については議員たちからもぜひ教育委員会に伝えていただきたいという熱心な要望も伺っております。

このような時代に沿ったニーズというんですかね、昔はこういうのはなかったですから、こういうニーズは県教育委員会が早期に解決していかなければならない課題だと考えております。

そこで、学校教育課長にお伺いするんですが、このスクールカウンセラーについて、その機能ですけれども、このスクールカウンセラーというのは学校でどんな機能を持っているのかということ、まずお示しください。

○藤木委員＝次に、相談件数ということですが、直近の年度の相談件数と一時間当たりの相談件数というのがどうなっているのかお示しください。

○藤木委員＝スクールカウンセラーが受けた相談内容ということですが、この相談内容についてはどのようなものがあるのか、直近の年度で結構ですから教えてください。

○藤木委員＝それでは、スクールカウンセラーの配置状況ということについてお尋ねします。

県内の公立小・中・高等学校及び特別支援学校におけるスクールカウンセラーの過去三年間の配置状況がどのようになっているのかということをお伺いします。

○藤木委員＝このスクールカウンセラーが受けた相談内容と、確かに時宜を得たような質問内容が二万四千七百九十三時間ということですかね。今、現行の校長先生たちの御意見が全体を表しているかどうか、私にはよく分かりません。この数字を解析することは、私にはなかなか難しいんですが、実際的にそういう要望が随分と上がっているようであります。

今、インクルーシブ教育システムについては、前の委員会のときからも随分とここで議論もさせていただいておりましたが、発達障害を伴う多くの人たち、発達障害を伴う重複障害、様々な障害を持っている子供たちも学校の中において、それがその教育の、普通のクラスの中に普通におられる状況の中、これが学びの機会ということを私はとうとうと述べて、インクルーシブ教育システムの必要性、その意味するところについて、ここでとうとうと語ったことがありました。

そういう意味からすると、やはり受手にとってみると、その体制をきちんと先生たちが障害児、発達障害に関わる子供たちを受け入れるということが、これから社会で生きていくに当たって、普通に障害者と私たちは生きていく、普通に障害児たちと一緒に人生を生きていく。自分の子供がそうかもしれない、自分の嫁さんがそうかもしれない、生まれた子供がそうかもしれない、いろんな地域社会の中でそうかもしれないという気づきを与える学びの場としてのインクルーシブ教育システムとはいえ、やはり現場は混乱するに決まっていますね。

そういうようなカリキュラムを受けている児童生徒でもないのですから、そういう状況から考えると、これからその発達障害児の人たちが少なくなるという傾向には恐らくないのかもしれない。私は現場のその悲鳴にも近いとまでは言いませんでしたけれども、落ち着いた中での要望というか、御意

見だったのでね、そういう意味からすると、やはりこのスクールカウンセラーの配置人数、配置時間については増やしていくべきであろうなというふうには私は考えますけれども、その点についてどのように考えるかお伺いいたします。

○藤木委員＝その要望の内容というか、その実現に向けて私どもも協力したいと思いますので、国に対して物を言うということであれば、県議会にもしかしたらそれなりの力を発揮することができるのかもしれない。そういう意味においては、その要望書等について私にも後で結構ですけれども、お示しをいただきたいと思います。

ただ、校長先生からの御意見を踏まえてここで話をさせていただいたわけで、私自身が障害福祉、その他もろもろ関わりの中で、そういう気づきの中での発言だったんですが、実際的にはこのニーズで足りているかどうかというニーズの調査はやっぱりあっていないわけですね。本当言うと、スクールカウンセラーなる機能がいかなるものであって、こういう機能を持っているすごい先生だったら、そういう人だったら、もしかしたら親御さんにしても、子供たちにしても、本当言うと、手を挙げて、あそこの保健室に行ったらあの先生がいてということで、要望したい多くの潜在的なニーズはそこにあったのかも、これからも増えていくかも分かりませんので、このスクールカウンセラーの配置、また時間の増加等についてはしっかりと取り組んでいただきたいと私のほうからも重ねて要望させていただきます。

次の質問は、この前の、いつかしらここで私も同じように質問させていただいた教職員の多忙化問題ともリンクするわけですが、今、私が教職員の多忙化問題で言った本質は、その先生も家に帰っては母であり、妻であり、嫁でありというような話で、家に帰ってはその先生もまた父であり、夫でありというような地域社会の担い手であるかもしれない—であるわけです。

その先生が学校にいるということだけで、結果的に妻としての役割や母としての役割、父としての役割、地域社会での役割を、学校の先生であるがゆえに、多忙過ぎるがゆえにこれを担うことができないというのはいかなるものかという議論を随分とやったことがありました、今もそう思っています。

そのもう一方の多忙化対策の私の本旨は何かというと、先生がちゃんと子供たちのクラスの中での動きというか、生活のちょっとしたささいな変化、何かこう、独りぼつんと食事をしている、あの子とあの子はほんに仲よかったばってん、妙にこの頃、疎外感が感じられるとか、物忘れが多いなとか、何かこの頃、妙に宿題を忘れてきているような気がする、ちょっとささいなことだけれども、僕がお父さんだとしたら、僕の携帯に電話がかかってきて、ちょっと藤木さんよかですかと、こういうことで、妙に体育の体操着をよく忘れると、この頃も書道の道具も忘れるし、遅刻も多いんですよみたいなことが、その気づきや変化に従って、ちゃんと僕の親元のところに連絡が行き通う。ああ、そうだったんですかと。何か学力が落ちているんですね、集中しないというかみたいなことは、ふだんの気づきの中で即、さっき速やかな対応と言ったんだけど、初手の段階でふっとその子を中心としたコミュニケーションが出来上がって、事態の解決に、ささやかなところに、ちょっと意識付けできるような日常で学校の生活があるべきだと思っているんですね。

しかし、先生はやっぱり多忙です。運動会の準備もせにゃならんし、遠足の準備もせにゃならんし、合唱コンクールのクラスマッチの対応もせにゃならんし、文書も作らにゃならんし、何か今度の会議の資料は私が書かんばいけんけんがて、常に何かに追われているようなイメージ。また、先生たちとの付き合いの中でそのような話は往々にして聞きます。

子供にいく目線を増やすためには、やはり先生の多忙化、クラス内において、学校内において、子供のためにあなたはそこにいますよという立ち位置に立てば、何のためにあなたはその席にいますかとなったその本旨に従っていうと、やっぱりそのクラスの子供たちの一人一人の生活態度なり学習の状況なりをつぶさにちゃんと見てくれるという落ち着いた日常が先生にあらねばならんということから、私はその多忙化対策についても強く申し上げ続けてきたわけであります。

改めて申し上げますが、現在の教員は多過ぎる学校行事の一つ一つを必ず無事に成功裏に終わらせなければなりません。そして、その対応に追われながらも佐賀県の学力向上対策のための教科の準備

もしなければなりません。そういった極めて多忙な状況なんだろうというふうに私は思っていて、そういう中で、いじめとか不登校などの生徒間の人間関係、家庭環境の変化、先ほど学校教育課長から様々なお話をいただきましたけれども、様々な状況の変化ですね、生徒間の人間関係であるとか、生徒自身の心の中、家庭の中の話、そして、プライベートにも立ち入る、極めてナイーブな問題への対応は、教員自身、実は大きな負担と感じておられるんじゃないかなと私は想像します。

もしそうだったとしたら、一人一人の子供たちにちゃんと向き合ってもらうことが何より大切な学校の先生のはずなんだから、学校は、言うなれば、私に言わせれば児童生徒の思い出づくりの場なんかじゃないわけです。卒業式のときに一人一人、楽しかった運動会とかやっているわけですけども、学校は児童生徒の思い出づくりの場なんかではありません。先生には余裕を持って仕事をもらうためにも、学校行事を大いに精選していくことも、またとても大切な視点だと私は考えています。

そこで、教職員課長にお伺いしますが、きめ細やかな児童生徒に対応する時間の確保についてということです。

児童生徒と向き合う時間を確保し、担任がクラスの児童生徒の学力や心の状態と状況をしっかり把握するためには、やはり時間の余裕が何より必要であります。私はそのためにも、学校行事を本当に必要な行事のみにもっと精選するべきと考えますが、どうかということをお伺いします。

○藤木委員＝そこで、精選される目的が先ほど言った子供に向き合う時間だという話なんですね。子供たち、ここにおられる全ての皆さんたち、結婚して子供がいる、皆経験をしたんだろうと思うんだけど、部活になると、部活の顧問というか、コーチというか、監督というか、そういう人たちと、プレーやスケジュール等、何であつたにしても、濃密な関係が出来上がります、その部活を通じてですね。しかし、その部活についても、私はいろいろな御意見を言わせていただいております。社会体育に移行してみたらどうかとか、いろんな—それはさておきなんだけど、余裕を持ってもらうことが目的です。しかし、余裕を持ってもらうことの目的は生徒に向き合う。しかし、一人で三十人か三十五人とかに向き合うわけだから、なかなか一人では対応できません。一日一日は千差万別の変化に対して、一人一人教科を除いた時間の中で、必ず対症療法としてその正解を導くことはできませんから。

僕が想像するに、こうやって働き方改革として仕事を整理すれば先生に時間的な余裕が生まれてくる。生まれてきた結果として、その子についてこうですよ、ああですよって、例えば一月に一回とは言わなくても、二月に一遍でも、一月に一遍でもいいから、ちょっと電話がかかってきて、何かほんに息子さん、この頃頑張ってるよですよと親に連絡が来たり、妙にこの頃何か寂しそうにしているけど、何かありましたかねとかってというようなことがですね、子供にも向き合うんだろうけれども、それは子供に向き合って、子供と指導主事との間で、副担任の間でいろいろなコミュニケーションでその解決に向けていろいろなことをやる、それはやらねばならない。そのためにいろんなものを、いろんな思い出づくりの場を縮減していくんだから。

ただ、生まれた余裕自体が部活とは関係ないところで、教科というか、学校での子供の生活間の中で、親元のところに二か月に一遍でも、一月に一遍でも電話があつたり、ちょっと余裕ができるようになって、何かこう、保健だよりだとか何とかだよりだとかってというようなこともしょっちゅう作ってくださる先生がいて、もうよかですよって話。これを作るんだって一時間ぐらいかかりやせんですから、二時間ぐらい。

そういうような時間をかけるならば、昔はそういうことなかったばってん、親との交換日記というか、ささいな交換日記が始まるようになって、先生にちょっとしたことを相談できるようになったとか、そういうようなことがリアクションとして父兄側に伝わってくると、何かこう、いろんなものが縮減されたら仮にしても、ああ、先生はうちの子のことをちゃんと見てくれて、私ら夫婦、こうやって忙しくて、なかなか子供の思いや面倒を見てあげられないし、気づけないところもちゃんと先生は分かってくれているなということが分かってくるということが、父兄側にリアクションとして仕事の成果としてないと、ただ、先生が楽になってよかったねということでは、この多忙化対策であると

か、働き方改革を推奨してきた私たちの思いではないということ。その点については、くれぐれもよろしく願います。私たち父兄側からすると、先生が余裕を持った結果としてのメッセージじゃない、変化というか何かが、その変化を希望しています。そこを期待しています。そこはよろしく願っておきますね。

そこで次に、この質問の本旨に立ち返って、人事配置の考え方ということについて質問させていただきますが、不登校などに適切に対応できていない状態が通年続いている担任は、クラスの管理、ひいては児童生徒の管理が果たせていないということから、学校の管理者である校長は、副担任など担任でない業務に配置してしっかり研修させ、校長や教育委員会がクラスの管理ができる力が身についたと認めるまで、担任業務には就かせるべきではないと私は考えていますが、御所見をお伺いします。

○藤木委員＝そこで深掘りしませんけど、課長、組織組織ということなんですが、次の質問に続いていくんですけど、基本的に、いじめとか、いじめに基づいた保健室登校、または不登校なんて話になると、ささやかな見解の相違によるけんかから始まったりするわけですよ。誤解かもしれない、私はそんなつもりじゃなかったのにな。でも、一方的にかあとなった子供たちの世界の中で、クラスの中、また個人と個人との力関係だってありますしね。そこが誤解なのにもかかわらず、でも、もしかしたら中には悪意もあるかもしれない。

しかし、誤解に基づいたささやかなけんかが収まらんから、いつの間にこっちゃん、その仲間が仲間を呼んで、多人数対一人、多人数対二人という構造の中で、決着がつかんから、どんどんエスカレートして行って、何かをきっかけに教室には行けない、行ったら過重なストレスがかかって学校の中、クラスの中に入れない。それで、保健室、おまえサボってばっかいやかと保健室にわざわざ言いに来る子がいるかもしれない。何回かそういうことがあるのかもしれない。

心ない言葉を何回か言われると、心の弱い子供は保健室にも行くことができず、お父さん、お母さんに涙ながらに訴えて、もう学校には行きたくないなんていう話になってきて。でも、もう組織立って対立軸が出来上がって、言うだけのことを言っちゃっているもんやけん、問題がどんどんエスカレートしていくか、話がどんどん複雑になっていくか、根深くなって行ってということ。

だから、最初の初手なんですよ。それは何てことない話やもん。何も指導主事の話じゃないし、校長、教頭が出てきてスクラムを組んでなんて話は、ささいなところ、おまえ、それは誤解じゃかって、ちゃんと謝りなさいと。普通の人間関係だったら、そういう職場の中でも、ここにだっていっぱいあるはずですよ。うちの議会だって同じですけど。酒どん飲んで、あんときはすまんやったとちゃんと言えるかどうか、誤解を正解に導けるかどうかという話。

だから、気になっているのは、課長がさきに、第一義的にその組織としてなんていうふうに言うのは、要するに初手の対応に、初動で失敗したその後で根深くなってからの話やもん。それは対処に対する認識として、私は誤っているんだらうと。まずは、第一義的にその担任の先生がちゃんと対応できるかどうか、そこにかかっているわけだから、そこを不誠実な態度で忙しかけん、ちょっとそのことはほっといて、また別のことばせんばけんという、日常の中で問題が潜在化していくし、根深くなっていくし、複雑になっていくということから考えると、第一義的に先生の情熱、そういうリスク管理に対する思いがどうかということが、まず先に立つべきだと思うから、そういう意味からすると、担任の先生の資質や能力や意欲、クラス管理に対する、生徒間の管理に対する意欲がまずは大切なんだろうと。そこを重点的に見て人事上の評価をするべきだと。もう結果は出ているわけですから、来ないって。学校に来ていない、クラスに来ていない。もう出ているわけです。聞けば原因ははっきりしているわけですから。でも、何ともならないという話。そこは、第一義的に、まず担任がどうだったかを人事上やっぱ見らんばいかぬと改めて私は言うときます。

次に、そういう先生で根深くなった人の話です。

不登校に適切に対応しなかった教員の管理職への昇任についてであります。

ここでもそうですけど、どの職場でも、やはり人間関係です。組織の長にとっては労務管理が一番の仕事です。子供らの管理に対して—子供の管理にすら情熱を持って当たらずに、不登校や別室登校

に対して適切に対応しなかった教員は、職員を管理する資質や能力があるとは到底私には思えない。こういうことを繰り返した教員は必ず管理職には昇任させないなどの考えをまず示すことが、そういう姿勢をきちんと示すことが、まず、ああこの点に、今この瞬間頑張ろうというふうな気持ちのモチベーションというんですかね—につながっていくことなんだろうと思うから、これからのこととしてそういう考えを示すかどうかということ、その点について伺います。

○藤木委員＝それでは、またもう一方の話をしてします。

不登校などに適切に対応できなかった管理職への対応についてであります。

適切に対応できなかったのは担任だけの責任ではありません。だって、大学卒業して新任で着任して、何年もせんうちに担任を任せられたときに、インクルーシブ教育システムの世界の中で、本当に様々な子供たちがいるからてんやわんやで大変だった。その一方で、そういうことに、その状況の変化を見過ぎてしまうということは誰にだってあることだし、それはそうだろうと思うし、それは同情を禁じ得ない、そういう先生たちだっていっぱいいることは分かります。先生たちにもいろんな個性を持った先生たちがいるわけだから、体がでっかくて柔道部出身のみたいな、もう指導力ばっちり、繊細でナイーブなところまでの指導もというような、そんな立派な先生ばかりじゃないわけですからね、それはまさしくそのとおり。

そういう状況で、その担任をいき当たってからではないでしょうけれども、ある程度状況が難しくなってから、やはりその担任を学校全体で支えていくということは、やっぱり管理職の大きな責務だと私も思います。第一義的にではなく、第二義的にですね。しかし、その責務を果たさない管理職もいると聞いています。もう事態がいき当たってくると、校長先生はなかなか、全然動いてくれなかったような話を聞くことも正直、間々あります。

そういう責任を果たさなかった結果として、子供たちが泣き、父兄が泣きなんていうような状況では、やっぱりこれから管理職になっていこう、今管理職としてあるべき姿は何であって、これを上司、上役や教育委員会、教育長はどう評価するのかと周りも見ています。ああ、これでいいんだって話、こんな感じでも大丈夫なんだと思われたら、その学校の管理職の皆さんたちは誤ったメッセージを与え続けることになるわけだから、一罰百戒です。そういう管理職はその職を降任させるべきだと私は思いますが、その点について伺いいたします。

○藤木委員＝そこで最後になりますが、不登校及び保健室登校の現状についてということで担当の課長の皆さんと議論させていただきました。お話はつらつら聞いておられたと思うけれども、これも教育行政の一つの重要な課題だと私は思っていますよ。この人数を見てみると、千四百六十一名の不登校者が現実にいるということです。学校に来ているけど、教室に入れない方が百八十名いるという状況の中で、この話を聞いて、今様々に僕は僕なりの対案等も出しながら質疑をさせてもらったんですが、その話を聞きながら、教育長はどのような所見を持たれたのかお伺いしたいと思います。

○藤木委員＝私たちの場合は、この職場でもそうですけれども、人間関係、労務管理に失敗すれば、私たちは転職を考えます。会社を辞める、県庁を辞める、別のところに改めて人生の活路を見出す。しかし、子供たちはそういうわけにはいきません。不登校という選択を取らざるを得ない。いや、しかし、僕は一つの解決として、もっと転校というものがあっていいんじゃないだろうかと。会社を辞めて別の会社に転籍するように、学校にどうしても行けない、そういう子供たちが学校が替われば状況が変わるということであれば、それも一つの私たち大人が示し得る対応の一つなんじゃないかなと思ったりもします。

長くなっていますが、誰にというか、この二千何百人、百八十人の人に申し上げたいんですけど、あの先生のクラスはみんなが仲よくて活気があって盛り上がっているとか、あの校長先生の学校は生徒も先生も生き生き、楽しそうだって評判をPTAなんかに参加するとよく耳にします。しかし、残念ながら、全ての学校、全ての教室がそのようなになっているわけではないということがよく理解できます。

学校やクラスが自分にひど過ぎて、学校に、そしてクラスに戻れないまま一人教室、一人校長室で卒業をされた多くの生徒たちの無念さに思いを致しながら、この質問を終わりたいと思います。

しかし、誰にももちろん、そういった皆さんにも、必ず次のステージがあって、くじけずに前を見て、自身の社会的自立に向けて新しいステージで大いに頑張っ、そして社会に出て、全てのマイナスをプラスに変えられるような大活躍をしてもらいたいと心から思います。

そこで、次の質問に入ります。

また教育委員会です。学力向上対策についてであります。

毎年四月に全国学力・学習状況調査が実施されておりますが、県教育委員会では「佐賀県総合計画二〇一一」以来、「佐賀県総合計画二〇一五」においても全国平均以上を目標に掲げ、学力向上に向けた様々な事業に取り組んでこられました。

特に平成二十五年には、学力調査の結果で全国トップクラスという良好な結果を出している秋田、福井の両県に佐賀県教員を派遣し、そのノウハウを直接学び、その後、佐賀県の教育施策に積極的に取り入れられた事業を展開してこられました。その派遣事業を生かし切れなかったと言うべきか、様々な取組もむなしく、自分で設定したそんなに高くもない目標なんです。これまでの間、一度も、たった一回も達成したことはないということでもあります。もちろん全国調査で測られる学力は、学力全体の一部分であることは十分承知しておりますし、佐賀県が知・徳・体のバランスの取れた教育を目指しておられることも十分承知いたしております。

それでも、この頃の幕末維新博ではないんですけれども、かつて教育県佐賀とまでうたわれた本県の弘道館、致遠館、好生館以来、百五十年にわたって、戦後ちょっとぐらいまでよかったんで百年ぐらいいの間ですかね、教育県佐賀としての本県教育の歴史に思いを致せば、現在のこの惨状とも言える状態は県政の最重要課題の一つと言っても過言ではありません。

佐賀県として学生に対し、もっと学問的好奇心を抱く子供の心を育てること、勉強することが自分の身を立て、自己実現を図る唯一無二の道であり、私たち大人になってもですけれども、どんな仕事でも一生懸命勉強はついて回るこの世の中で、勉強をいとわない心や姿勢を学生時代に身につけることがいかに大切かということをしかりたたき込む必要があると思います。そういう意味では、知・徳・体の知の部分、知の錬磨、すなわち学力向上にもっと真剣に力を注ぐべきであると考えています。

こうした中、去る令和元年十月九日に佐賀県議会として大分県の実情を視察に行ってまいりました。みんなでいったんですね。そこで大分県の学力向上対策についての具体的な取組を拝見し、そのすばらしさに大変感銘を受けました。大分県では学力向上に向けた様々な取組が成功し、今や右肩上がりの結果を出し続けておられます。

このような他県の効果的な取組を目の当たりにして、さてさて佐賀県はこれからどうすべきかと、私自身、様々なバイアスをはねのけて、世の中にある偏見をはねのけて、本当に真摯に考えた上で、次の点をお伺いします。

学力向上対策について、これまでの取組の成果と課題、秋田県や福井県に教員を派遣したこと等を生かして、これまで様々な学力向上対策に取り組んでこられました。その成果として佐賀県の現在の順位はどのようであり、また、その課題をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○藤木委員＝その課題の要因についてお伺いします。

先ほどの課長さんの答弁資料の順位についてですけれども、後もって資料として提出していただきたいと思ひます。

教員の指導の課題の要因について、四つ話をしますね。

教員の指導の在り方についてであります。

そもそも本県教育委員会所属の全教員は、宮崎教育振興課長のことを見ているのかということですよ。意識しているのかと、宮崎さんのことをです。その声を聞こうとしているのかと。児童生徒の学力向上に向けた課長の作戦の意図を全職員が正しく認識しているのかと。その対策に対する課長の強い意志を、課長とともにみんなが共有しているのかという、私はまずそういう問題があると思ひま

す。志は一つなのかということですね。

そして、先ほどの話をしたとおりです。多忙化対策の中でもお話ししたとおりなだけけれども、子供のことをちゃんと見ていないから、子供が分からないこと、また分からなかったこと、分かっていることについて、本人もそうなんだけれども、分からないのは分からないまま。それは親も教師にそのままやり過ぐす。自分が教えたことを確実に児童生徒一人一人にきちんと身につけさせていこうとする地道な取組が、先生たちも忙しいからということもあるのかもしれないけれども、これができていない。その結果が現状を支えているんだと私は考えていますが、教員の指導の在り方についてどのように認識しているのかお伺いいたします。

○藤木委員＝課長の思いはよくよく理解できました。私自身は、別に前語りで教育振興課長の声を聞いているのかという話をさせていただいた訳は、例えば、日露戦争でいえば、旅順攻略作戦をやるに当たって、児玉源太郎の後ろには大山巖さんがいるわけですよ。秋山真之というと、連合艦隊作戦参謀の秋山真之の後ろには東郷平八郎さんがいるわけですよ。そういう人たちの強い指導力とメッセージに基づいて、作戦参謀はその力を最大限に発揮することができるという意味においては、私は学力向上対策が県教育委員会のまず第一義であるという強いメッセージをかついでいただいたことがあったんですね。

しかし、白水教育長になられて、今、落合教育長になられたんだけれども、聞いているのかということ、耳を澄まして彼の姿勢を見ているのかと、聞いているのかと、感じているのかということ、やっぱり県教育委員会、教育庁幹部、つまり副教育長以上の皆さんたちがそうだとすることを強いメッセージを議会ないしは県教育界全体に伝えるべきなんですよ。そのことを暗に言いたくて話をしました。別に指導力のあるあなたに指導不足を問うているわけではございませんので、落合教育長には耳の痛い話かも知れませんが、実際的にそういう思いであります。まずは強いメッセージを発し、そうすれば、各担当課長たちの思いが生きる。「ワンチーム」の大将は誰か、教育長以下幹部であります。

そこで、家庭学習の充実について言います。

児童生徒が家庭学習に取り組むに当たって、児童生徒及び保護者が、家庭学習の目的や必要性和その効果を理解していないから目標が達成できないと考えていますが、県教育委員会は家庭学習の充実についてどう認識しているのかお伺いします。

○藤木委員＝時間もかかっていますので、次のスマートフォンの扱いについてお伺いします。

今の児童生徒にとって、家庭学習の習慣化を阻害しているのはテレビやゲームではないようです。スマートフォン内のアプリです。その影響は各家庭において、子持ちの皆さんたちにとっては皆感じていることだと思うけれども、この影響は余りに大きいことから、家庭や地域と連携を図りながら、県教育委員会や学校がその取扱いを厳しく規制するなど、強い姿勢で指導すべきではないかと考えますが、どうかということです。

○藤木委員＝しかし、課長はそう言うけど、なかなか家庭内にあっては、子供は親の言うことをちっとも聞かん場合がこの頃は特に多くて、先生の言うことということになれば、家の中でも、先生が言いよんさったぞということになれば、はいとなるけど、何か親が言うたけんで、全然言うことも聞かないところも結構多くて、学校の力を家庭内に持ち込むということも、現実的にはそれが実際上の問題として効果が高いということについて、ちょっと思いを致していただければ、事態の解決の早道かなということをおもったりします。

あと、適切な競争意識についてということですが、おのれの敵はおのれであるなどと子供に自己成長の原因を自らの欲望との闘いに求める克己心ですね。子供に自分の成長の原因を自らの欲望との闘いに求めるなどは、現実的に、実際的に無理だと知るべきです。

昔は、私の中学では二十番以内くらいまでは校長室の前に成績が貼り出してありました。貼り出してあって、貼り出してあるところに名前が載ってりゃ、絶対にそこは落としたいくない。載っとらんや

んね、今度はと言われたくない、絶対載っとかんばいかぬ。次は必ず五番以内に入るとか、やはりライバルが現れるんだから、ライバルのあいつには負けられん。数学では負けても英語では必ず勝つとか、期末では負けたけれども、次の実力テストでは必ず勝つとか、そういった適切な競争関係に身をさらされていたことが自発的な学びのモチベーションにつながっていたのも事実であります。みんなそうでした。今では自分とも闘わない、そしてライバルもいないでは、学ぶモチベーションも高まりようがありません。勉強しようという気にはなかなかかならないわけです。その点についてお伺いします。

○藤木委員＝子供たちは、体育の世界で言えば準優勝してこい、優勝してこい、ベスト四だ、ベスト八だということでひたすらに競争させます、中学校の中体連。その結果が佐賀県は本当にすごいことになって、九州チャンピオンになったり、全国何位になったり、いろんなことが実際あっている一方で、競争させない勉強のほうでは四十七番目中三十九位、四十七番目中四十一位というような。各家庭には、おたくのお子さんは何番ですよというのは通知表とともに分かっています。しかし、その息子や娘たちは他人にその情報が知られることはありません。お父さんに怒られる、怒られないということ。自分自身はありやとは思いますが、他人の目線にさらされることはない。そこではやっぱりモチベーションは上がってこないんですよ。

たまさかプライベートの話で娘に言いました。五十番以内は全部貼り出すことにすると僕が言ったら、そんなことができると思っているのか知らないけれども、五十番以内を貼り出されたら、そりゃ、勉強せんぞ恥ずかしければいと。やっぱり五十番以内に入っとかんぞ、学校の中でも超まずい、勉強せんばいかぬとか言っていましたけど、子供の気持ちというのはそんなもので、やっぱりクラスの中、学校の中で自分の位置づけがどういうものかということを中心に他にも分かってもらったところで、そりゃ、モチベーションも、やっぱり自分の総体的な学力上の相関関係が—相関関係—というか、位置づけがちゃんと他に知られるというところは自分の様々な心の中の問題として頑張ろうという要因になるようなところですよ。僕もそうだった、みんなそうだった。

だから、その点については何か知らないけれども、今どきは過度な学力の勉強の加熱を防ぐためになんてことだか何だか、昔と比べてそういうことはしなくなったけれども、大いにそういうことについてはどんどん振興して健全な競争関係を学校の中に持ち込んでいただきたいというふうに思います。

それで、大分の取組ということですが、時間も時間ですので、大分の取組については大変恐縮ですが、ちょっと省かせていただきたい。（発言する者あり）長くなって、僕もちょっと調子悪いなと思いがらだったのですが、何か皆さん聞きたいということもありますので、じゃ、続けさせていただきます。

大分の取組、みんなでできました。大分県に比べると、佐賀県における学力向上対策は課題に対する的確な策と成り得ておらず、また、具体的な取組が徹底できていないように感じますが、課題の要因に照らしたときに、県教育委員会として、大分県の取組をどのように受け止めて、どう対応したのか。みんなあのとき、よかやんね、こりゃよかばいとみんなで言ったはず。皆さんたちひっくり返して、どう対応したのか、具体例を挙げながら、手短かにはございますけれども、御説明いただきたいと思えます。

○藤木委員＝そのことについて、私も今回、宮崎教育振興課長にこの質疑をするのを大変楽しみにしております、今回の一般質問でICT教育の話もしましたけれども、この中に大分のすばらしかったことを幾つか僕なりの感想があって、まず先生たちがみんな燃えているって感じ。大分新スタンスで頑張ろう、これでまたもうワンランク、次のステージに行くぞという何かワンチームになっている感じがすごくあって、そこが本県とちょっと違うような。だから、ちょっとやゆして言ったわけじゃないんだけど、向こうの教育長さんのこれで頑張るぞというすごいメッセージが大分県全土の職員の津々浦々に至るまで教育長と志を共有しているかのような、そこで担当の作戦参謀たる宮崎教育振興課長さんみたいな人たちの技術的な支援をずっといただきながら相乗的な効果があっ

いるんじゃないかというようなことが、私はそういうふうに一点感じたんですね。

もう一つ、ちょっと技術的なことを言うと、先ほどお話しされていましたが、僕は分からない子たち、低学力層ということですね。分からない子たちはやっぱり分からないので、一時間の中で受け取れる情報の量が能力値の高い人はいっぱい受け取れて、それはちゃんと外に表現できるほどまで習得できるかもしれないが、そうっていない子もやっぱりいるわけですね、一人一人の個性の中で。だから、そういう分からない子たちに対する対応をどうするかというところが重要なんだろうというのがまず一点。

二点目は、ICT教育でもそうなんだけど、新大分スタンダードでは板書なんですね。要するに、一生懸命板書したものの自体と試験との因果関係が分からない。ひたすらに先生が板書している。ひたすらに説明をし、ひたすらに書く。たまに後ろを向くけれども、ひたすらに説明をして、ひたすらに板書、そしてノートを取る。しかし、取ったノートはずっとたまっていくけど、これって試験の前になったとき、このノートって何という感じ。参考書でもICTでも何でもなく、このノートがあなた自身の財産ですよということが学びそのものですよ。これをあなたは活用しなければ、何ば活用するんですかと。

旺文社のこの参考書はやっぱり飽きたけん、次の何とかの参考書ば買うてというようなことをよくやります。そうじゃない。先生の板書で書き写したこのノートがあなたの三年間の財産ですということなんだけど、この使い方が分からん。ところが、新大分スタンダードでは、このノートの使われ方、使い方をちゃんと子供たちの財産になるように教えてくれるというところが偉い。そこにパソコンだ、iPadだはもう要らないと私は正直思うわけです、一時間しかないんだから。だから、デジタルではなくアナログだという話をしているのは、ここで実践されているこの姿を、そういうことを私は感想として抱きました。

いずれにしても、この大分の取組は、委員長が連れていってくれたけれども、幾つもすばらしい成果を上げています。だから、そういう意味において、学力向上対策のこの問題も大分に行った私たちの思い、そこで語った熱い思いも必ず実現していただきたいというふうに思っています。

あと二つ言いますね。ここは教育長に言うべきなんでしょう。目標の設定です。

私はこの目標設定こそがそもそも間違っていると思っているんですね。ふだん先生は子供たちに対しては三年後はベスト八だと、決勝進出だと、絶対佐賀県チャンピオンで九州大会出場だと先生たちは子供たちに言って指導しております。実際的に実現しているところも間々あります。しかし、自分たちの本業での目標は、こうまでぬるいというか、全国平均突破だということで、あれから十年。全国平均突破だという、もうぬるい目標設定で、僕はそういう目標設定では現場の教師も本気でこの目標に向き合うことができないんじゃないかと。尻に火がつかないというか、いつでも突破できるような、僕に言わせれば、ぬる過ぎるんですね。これは頑張らんばいかぬという思いを抱かせない。そういう不退転の決心ができていく目標設定なんじゃないかなと私は思います。

本県教育委員会では、今まで全国平均以上を目標に設定してこられて、中学生三十九位、四十一位ですから、この際、目標をもっと高く掲げるとか、九大とって佐大です、熊大とって福大です。そうしたもんです。だから、最初から佐大で言いよるなら、「どがんすっ、浪人せんばらん」というような状況もあるかもしれない。やはり最初に高い志、目標を掲げるからこそ、皆さんはその危機感でもってキャッチアップされることによって、ある段階のところを到達することができるということもあるかもしれない。

我々は学力の向上を目指しているのであって、指標のために頑張っているわけではない。そういう意味からすると、順位であるとか全国平均であるとか全く関係なく、児童生徒の勉強に向き合う意識とか態度、一日何時間勉強するように、前は三十分やったばってん、何と今年で一時間勉強するようになりましたよみたいな、勉強に向き合う意識とか態度、そういったプロセスに着目した指標、目標にするとか、もう少し目標設定の在り方に、ただ漫然と全国平均を狙いますじゃ、余りにも芸がないというふうに私は思います。

そういう意味においては、目標設定の在り方に工夫を加えてもいいんじゃないかと思いますが、県教育委員会として今後の目標設定をどのように考えているのかをお伺いします。

○藤木委員＝この点、最後になります、総括的にあわせてもお話をいただきたいんですけども、教育長にお伺いします。

教育理念ということです。教育委員会は知・徳・体のバランスの取れた教育を目指しておられますが、愛・真実・何とかという、そんなもんで、知・徳・体、これでは理念が大き過ぎて、知・徳・体のバランスの取れた教育という理念では現場の教育カリキュラムとの整合性が取れていない。

時間があれば、体とは何、徳とは何、知とは何ということを一々ここで申し上げたいところなんです、そういうわけにもいかず、理念が大き過ぎて現場の教育カリキュラムとの整合性も取れないで、学校での具体的な取組にまで落とし込めないでいるんじゃないかと思っています。

佐賀県の教育理念がこうだから、私たちの学校カリキュラムはこうですと。私たちの県の教育理念がこうだから、私たちはこの部分に着眼してから私どもの学校理念はこうですみたいな、全ては県の教育理念から始まって、私たち現場の教育のカリキュラムや実践の行動があるように、私は具体的な取組にまでこの理念が落とし込められてなければならんと私は思っているんですね。もっと今の時代や教育の現場に即応した現実の教育理念が必要だと考えます。教育長の所信を改めて今回の質疑一切を踏まえて、総括しながら答弁をいただきたいと思います。

○藤木委員＝それでは、三番目、最後になります、新型コロナウイルス感染症についてというテーマで質問させていただきます。

先ほどの教育委員会の質疑ではないんですが、皆が皆、同じ方向性に行こうとすると、やっぱりどこかで世の中はバランスを取らなきゃならぬようなところもありまして、特に私はへそ曲がりなところもあって、みんなの大きな流れに対してさおを差そう、さおを差すのがまた議会の役割なのかもしれぬし、そういう立ち位置で質疑をさせていただきます。

昨年十二月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を中心に、世界各国で新型コロナウイルス感染症の発生とその対応が連日連夜報道され続けており、例えば、遠くヨーロッパのイタリアでは、新型コロナの死者が三百六十六人に急増したこともあって、これは世界で二番目に多い死者数の国になったということですが、これをもってイタリア政府は、イタリアの北部を封鎖して千五百万人余りを隔離下に置いたそうです。

ロイター通信によると、アメリカ当局は七日、新型コロナウイルスへの感染で新たに二人がワシントン州で死亡したと発表しました。これで米国の死者数は十九人となりました。ニューヨーク州での感染者は一晩に二十一人に増加。感染者が急増したニューヨーク州のクオモ知事は七日、非常事態宣言を出したとあります。

我が国でも安倍総理による全国一斉休校が宣言され、三月八日段階で北海道内の感染者数が、その当時の私の資料では百一人、国内の最多死者数六人のうち、半数が北海道であることを踏まえて知事は、法律に基づかないとはいえ、緊急事態宣言を発令されました。

政府による韓国に対する入国制限が外交問題に発展しかねませんし、世界的なマスク不足、トイレトペーパーの買い付け騒ぎ等、卑近な例でいえば、本県各地域における市議会の一般質問が中止されるところも出てまいりましたし、今日、本当に僕は楽しみにしておった皆さんとの会食も大変残念なことに中止であります。

確かに、現状国内では感染経路が定かでない感染事例も報告されておりますし、九州では福岡県や熊本県、大分県及び宮崎県において感染者が確認され、今後、感染の拡大も懸念されているところではありますものの、現状としては県内での感染者は確認されておられません。

コロナウイルスは風邪の原因の一つであります。新型とはいえ、これまでの情報を基に総合的に判断すると、インフルエンザと同じ対応でなぜいけないのか。何より佐賀県では一人も感染者が出ていないのに、これは明らかに過剰な対応であり、実質的な危機よりも前に、危機感が先に立って、国民、県民が浮き足立っている証左ではないかと考えております。

さらに二月末、国からの全国全ての小中学校、高校、それに特別支援学校に対する臨時休校の要請を受け、県として臨時休校に関する対応方針が示されましたが、県内での感染者が発生しておらず、

何ら周知も準備もないままでのいきなりの対応に県内様々な影響もあっており、この点も全く理解に苦しむところであります。

私は、今ほど本県の危機管理が実際試されているときはないし、防疫の専門家たちの対応力が試されているときはないと思います。朝から晩まで連日連夜、本当に過剰なマスコミ等の報道にあおられた危機感に惑わされず、危機の本質に向き合って、次のステージでの本当の危機を管理するべく準備をする。かつ県民に対しては、いかなる危機にも冷静な対応や判断を醸成していくことこそ、本県の防疫に関する専門家の姿勢であるべきだと私は思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まずは、インフルエンザというものについてお伺いします。

インフルエンザの流行時の原因とその特徴はどのようなものだったのか。国内における感染者数、県内における感染者数についてお伺いいたします。

○藤木委員＝私が質問したかったこととはちょっと違いますね。私が質問したかったことは、国内におけるインフルエンザ感染者数、流行するときと流行しないときがあって、今回は流行しないときなんだろうと思いますね。流行するときには、国内で約一千万人。国内でインフルエンザの流行時は、何年かに一度、大流行するときがあって、そのときは約一千万人の人がインフルエンザに罹患します。県内はそのとき何万人かは私にはちょっと分かりませんがね。

というようなオーダーの話をしたかったんですけども、その百八十七万人ベースで結構ですが、国内のピーク時の感染者数がどうか、県内のピーク時における感染者数がどうかということをお伺いします。

○藤木委員＝それでは、国内における死亡者数、県内における死亡者数についてお伺いいたします。あわせて致死率までお願いします。

○藤木委員＝見る指標によって、ネタ元は厚労省からくるものだと思うのでそんなに変わらないと思うんだけど、大いに違いますね。私の知るところによると、流行時は約一千万人、国内における死亡者数というのは一万人。要するに、一万人の方がインフルエンザで亡くなっているという事実なんです。私たちが無造作にインフルエンザにかかったの、かからなかったのといったときの死亡者数のオーダーは約一万人、かかった感染者数は約一千万人というような状況であるし、致死率も〇・一％ということではなかったんじゃないかと思いますが、課長がそのように答弁しているんだから、これが正確な数字だと私は思いますね。ということは認めます。

インフルエンザの流行時の対応についてということでもあります。

インフルエンザ患者が多数発生した場合に、県内に注意報や警報を発していると思うけど、その注意報や警報を発する基準というものがあるんだろうと思うんだけど、その点について、どのような状況になったら警報や注意報を発令しているのかということをお伺いします。

○藤木委員＝もうちょっと議論を分かりやすくというか、答弁を分かりやすくしてもらいたいから改めて聞くんですが、定点が一になったときに、想像し得るに、県内のインフルエンザの患者数というのはどれくらい、注意報が十だということやけん、十だったらどれくらい、三十だったら県内の感染者数がどれくらいということが分かるでしょうか。

○藤木委員＝それもちょっと質問と答弁がかみ合っていないですね。第一、定点観測で三十九の病院があって、一の場合において三十九人で流行入り。十人いたら三百九十人いますよ、三十人いたら千七百七十人いますよという話だけど、本県の病院はクリニック、内科、全体を総合して、これを定点だから平均値だということやけん、例えば、内科やクリニック、診療所、そういう病院が、一般医療機関、かかりつけ医というものが千ぐらいあるのかどうか私は分かりませんが—ということなんです。オーダーが全然違う。それはそれで結構です。

私の言わんとしていることは、三十九の医療機関、本当はもっと病院というのは、好生館なんか

風邪引いたから行く人はおらんわけで、小さなかかりつけ医が小城市内だけでも何件あるかというようなことを考えると、注意報レベルで三百九十だから、十倍にして三千九百人、いや、そんなレベルじゃないな、年間を通して一千万人が国内で感染し、一万人が死ぬという現状の事実からすると、この注意報のレベル、警報のレベルでも、県内でも相当の数がインフルエンザにかかり、亡くなっておられます。

しかし、私たちの暮らしはどうでしょうか。普通に酒を飲み、普通にイベントに出かけ、普通に野球を観戦し、普通に議会を動かし、普通にお祭りの中で、また様々な出来事に普通に大人として日常の暮らしを行いながら、片やそういう実績があるけど、我々は動揺しない。日常の暮らしを淡々と、もちろんマスクもするし、手指消毒もするし、必要があれば病院にも行く。けど、私たちの暮らしに動揺はない。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の特徴はどのようなものかということなんだけど、特徴は後から聞くのでね。それに対して国内における感染者数、県内における感染者数ということについて、改めてお伺いします。

○藤木委員＝それでは続きまして、先ほどと同じ質問ですけれども、国内における死亡者数、県内における死亡者数についてお伺いします。

○藤木委員＝ここで少し特徴についてお伺いいたします。

四百八十八名の中で、軽症者、重症者、重篤者の割合というのがあると思います。その割合は四百八十八名の中でどのような構成になっているのかお伺いします。

○藤木委員＝ここは勉強も兼ねての質疑ですが、軽症とは、重症とは、重篤とは。私たちが軽症といっても、新型コロナウイルスにかかった経験のある人たちの話を聞くことができないので、医療機関として、健康増進課として、この軽症とはどういうもの、重症とはどういう感じ、重篤とはどういう状態を指しているのかについて説明を求めます。

○藤木委員＝そこで、軽症者は約八〇%だから四百八十八掛け〇・八ということになるわけで、四百名近い人たちは、ただの風邪に近い症状だということです。私たちが日常、風邪を引いている状態。何であったにしても、風邪を引いている状態なんだから、いらいらはしますよね。

問題は、この重症者、呼吸困難ということなんだけれども、重症者といわれる者は、回復の可能性というのかな、重症者は重篤者になりやすいのかということです。その点お伺いします。

○藤木委員＝そこは分かりました。

総じて、この病気の怖いところ、みんなが誤解しているところか正解かは分からない。つまり、軽症者は重症者に、重症者は重篤者に、重篤者は死者にというように、この病気自体は、初手に対応しなかったら何でも重症化していくんだらうけれども、ちゃんと医療機関に行くことをもってすれば、そもそもとして重症化しやすい病気なのかどうかということについて、どのような認識を持っているのかお伺いします。

○藤木委員＝重症化しやすい感染症かと言われたら、そこは返事ができるかどうか、医療統括監にお伺いしますが、インフルエンザと比べて—私も年末、インフルエンザにかかりましたよ。三十九度五分ぐらいの熱が二日続いて、完全に体中蔓延している状況の中で病院に行って薬を飲んだけど一切効かないから、僕、十八日間ぐらい寝込んでいて、この状態が普通、透析患者だとか、八十四、五歳のおじいちゃん、おばあちゃんだったら、何とか園とかの施設におられる方だったら多分死ぬなど本気で思うぐらいに、すごくひどいことになったんですが、そういうインフルエンザと比べて、この感染症は重症化しやすいという特徴が、傾向があると思いますかということをお伺いします。

○藤木委員＝どのような方が罹患して死ぬ確率が高いのかと聞きたかったんですが、もう答弁してい

ただきましたので、おじいちゃん、おばあちゃんだと。

基礎疾患のある方、高齢者の方、つまり免疫というわけじゃないけれども、体力がない方、意欲が落ちている方、そういう高齢者の方や基礎疾患のある方については、僕は—それは僕の所見ですけども、やはりそういう方たちが重篤な、インフルエンザであれ何であれ、そういうものに罹患すれば同じようにやっぱり亡くなったり、重篤化していくんだらうというふうに思うので、そこで一つ結論として言えることは、本来ここで学ぶべきことは何かというと、八〇%の人たちが風邪症状で、重症化している一四%の人たち、肺炎になった人たちというのは、対応次第ではちゃんと快方に向かっていく。

じゃ、本当の危機は何かといったら、基礎疾患のあるおじいちゃんやおばあちゃんや、体力のない高齢者の方たち、この人たちがコロナウイルスにかかったらどうなるということが危機の本質だということが、このデータだけでもきちんと言える。しかし、その母数は、国内における感染者数が約五百だとして、一方の千万ものインフルエンザに対して、二十万倍、二万倍、ちょっとそこら辺は分かりませんが、オーダーとしてはステージが幾つも違う。その状況の中で今の私たちの暮らしの現況があるということ認識していただきたいと思います。

県の対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、県はどのような対応をしているのか。特に、先ほど医療統括監からお話いただいた、私が危機として感じていること、高齢者や基礎疾患のある方などに対して対応はどうなっているのか、どうするのかということについてお伺いします。

○藤木委員＝次はマスクについて医務課長にお伺いしようと思ったんですが、マスクは富田委員のほうからお話がありましたから、この点については質問いたしません。両部長に言っておきますけれども、女性ですね。先ほど健康増進課長がせきエチケットと言いました。私たち男性は普通にこうやってハンカチを持っています。ペンを差すし、手帳もあるし、名刺入れもあるし、たばこを入れたり、この上着の中は働く者たちのツールです。その中にハンカチというものも当然入っています。しかし、女性の場合は、ここにもワンピースの方とかいるんな人たちがおられて、女性は働く仕様にスーツがなっていない場合が多くて、普通、女性はハンドバッグを持っていてトイレに行って手を洗ったりする。でも、働く女性たちは直接このハンカチを持っていない場合が多くあります。

今は四百八十八人、県内ゼロ。だけど、やっぱり飛沫感染を防ぐためには、受け手の我々がじゃなくて、自分が風邪引いて何だかまだ分からないときはマスクをせにやらぬ。そのときにマスクがなくても僕はこれがあるからせきエチケットは完璧です。だけど女性の場合は、おほほほほというような感じだったりして、手でおほほほほという場合だったりするし、ハンカチを持っていらっしやらない県内の女性たちはいっぱいいて、働く女性だってハンドバッグを持って日常過ごしているわけじゃないから。

だから、そういう意味からすると、女性におけるせきエチケットもそうだし、ハンカチ携帯を何とかして励行できるような組織的な文化というか、洋装のスタイルを確立しておくことは防疫上すごく大切なことだと私は思っておりますので、その点よろしくお聞き届けいただきますように。

次に、一般医療機関の対応ということ。ここも重要なところです。

発熱などの風邪の症状について、風邪やインフルエンザ等の心配があるときには、かかりつけ医等に御相談ください。しかし、新型コロナウイルスへの感染の心配に限っては、じかに医療機関を受診しないように、複数の医療機関を受診することを控えるようにとされています。そして、最寄りの保健所などに設置される帰国者・接触者相談センターに問い合わせるようになっていきます。

しかし、新型コロナウイルス感染の疑いがあるかないかの判断は、自分じゃやっぱり分かりません。白血球の数が足りないとか足りているとか、CTに影があるとかないとか、肺がどうもなんているのは、自分自身の判断では風邪なんだか、風邪はもともとコロナウイルスですからね、コロナウイルスなのか新型なのか、自分で判断することはできない。

やはり一般医療機関、つまり、かかりつけ医に行くしかその疑いを晴らしてるところはないということです。しかし、現在、日本医師会としてもこの新型コロナの診療をできませんと厚生省に申

入れをされているやに伺っておりますが、それが本当かどうかお伺いいたします。

○藤木委員＝話のつながりが悪くなってしまいましたが、僕は一般のかかりつけ医の皆さん、これだけ国民、県民がこの新型コロナに対して動揺を来しているということになると、一般かかりつけ医の人がうちでは面倒を見れませんからという話をするとして、それもよく理解できるんですね。何でもかという、病院に風邪です、でも、風邪だけど、三十七度五分以上あるから風邪だし、インフルエンザかも分からないし、風邪かも分からないし、新型コロナなのかも、そんなに病気に詳しい人ばかりじゃないから、普通に行く。そういったときに、熱や血圧を測ってくれますね。血液検査をされますね。そして、先ほどの医療統括監のお話のように、よい医者だった場合、かかりつけ医だった場合は、インフルエンザの検査をさせていただきます。

問題は、インフルエンザ検査が陰性だった場合、細菌性でもなかった場合、あらっという話になって、レントゲンやCTを撮って肺に異常が見られますと、こういうことになったときに、そして、先ほどの手順に従って、まずいということになって保健所経由で先ほどの帰国者・接触者相談センターに行って、相談された感染症病院のところに行ってPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルスの罹患者だったということになれば、要するにその病院に私は行ったわけですから、私はそこで多くの看護師さんたちや医者や様々なものに触ったし、そこには多くの人たちが同じように待合室にいましたということになれば、それが佐賀県第一号だったということになれば、ちょっと取りあえず恐らく、これは恐らくですけども、二週間は病院は閉鎖です。当日来院された全患者が追跡調査されて、その方々も二週間は隔離されます。

その結果、その病院は二週間の実質営業停止処分を受けたようなものになるし、後の風評被害、それで収まりませんからね、あそこで出たとやろう、あそこで出たとやろう、みんな言うので、後の風評被害等の二次被害も踏まえると、そういうことを考えると、かかりつけ医が新型コロナウイルスには関わらんがましじやなかという拒否感を出すのは医師の側から見れば、ビジネスの観点からすると、至って当然のように思わざるを得ないところがあるんですよ。

しかし、もう一方で、三十七度五分以上の熱が四日以上続いてから最寄りの保健所に問い合わせしているような状況だと、結果としてインフルエンザの場合は私みたいに劇症化します。私、四日間ぐらい放置していたら劇症化しました。それで休んだのは十八日間です。

新型コロナの場合でも、四日間放置していて、野田医療統括監がお話いただいたように五日目からいきなり肺炎にというように重症化するのかもしれない。例えば、ネットでよく出ている発見が遅れた山梨県内の二十代の男性というのは、結果的に何回か行ったけれども、PCR検査を結局しなかった結果としてどうなったか。二十代男性は髄膜炎まで併発していたというケースがネットに出ています。そこに二回受診されたということだから、その病院がどういうことになっているのかというのは想像に難くないですね。今言ったとおりのことかもしれません。

まだ今県内に新型コロナの患者がいませんから、恐らくかかりつけ医は私たちに対して普通に診察してくれると思います。と思いますが、今僕がこうやって議論をしているのは、次のステージの話をしているのであります。最初の初期段階のインフルエンザの話と新型コロナの母数の話を見比べれば、騒ぐのは騒いで結構だけど、それはそれで別に静かにしていればいいんじゃないという話ではなくて、これが封じ込めに失敗して蔓延化し始めたときの次のステージのリスクに対してどうということなんですよ。本当言うと、マスクの話だって、話の内容は別次元の話になっておりましたけれども。

そういう意味において、この点、一般医療機関に受付させない、受付させるべき、患者、そして医療側、この複雑な、非常に矛盾をはらんだこの状態に対して、行政は次のステージに移行した場合にどういう見通しを持っているのかということについてお伺いをしたいと思います。

○藤木委員＝結局、医大であるとか、好生館、うちは五保健医療圏内に五つの感染症対策の病院がちゃんとありますけれども、こんな本格的なパンデミック、レベル一、二、三、四、五なんて世界になってきたときに、実際に受け入れる数というのは限定されているわけだから、一般医療機関で面倒を見てもらうしかない。そのときに一般医療機関、かかりつけ医の医療技術者をまず守る態勢という

んですかね、ちゃんとそういう一般医療機関に対して防護服だとか、マスクだとか、ゴーグルだとか、そういう種類の、絶対彼らはちゃんと寝て、ちゃんと出勤すれば、ずっといつでもその問題に対して対峙できるというような安全な態勢をちゃんと次のステージまでに確立しているかどうかというのが勝負だと思うので、そういう意味からすると、今のまま放置していると、一般医療機関ばかりがリスクを負うことになって、最大のリスクは県民が取らなければならなくなるから、そういう意味からすると、一般医療機関に対して、つまり医師会に対して、精いっぱいこれを守る、診療できる態勢を構築してあげるといことについて、次のステージのために精いっぱい検討、研究を重ねておいていただきたいというふうに思います。

次に、感染症関係の医療機関の対応についてということであります。

これも医療統括監にお伺いしますが、PCR検査については検査がしたくても保健所で断られ、やってもらえないという指摘がよくありますが、政府は医師の判断において感染を疑う場合は検査を行うよう各自治体に繰り返し依頼をされているようです。しかし、地域の検査能力にも限界があるために断られることがないように、アビガン—試薬の広域的な融通を図り、必要な検査が各地域で確実に実施できるよう、国が仲介するということになっています。

感染症関係の医療機関の対応として、本県において検査及び試薬の現況と今後の見通しがどうなっているのかということ。

そしてもう一点は、政府はウイルスの検出スピードを上げるための新しい簡易検査機器の開発を進めており、三月中の医療現場での利用開始を目指していると伺っています。その見通しも兼ねてお伺いいたします。

○藤木委員＝ということですから、取りあえず今の段階ではまだ見通しが立っていないというふうに、PCR検査等についてはあることはあるけれども、保健所を通じてPCR検査を受けることはちゃんとできるんだけれども、保健所を通じなくて一般医療機関だ、通常の病院で普通に、帰国者・接触者相談センターを通さなくてもできるほど、それですぐに結果が出るような検査キットについてはまだ、取りあえずその見通しは立っていない。けれども、何とか三月中にはめどを立ててほしいという願いを持っているということでしたね。分かりました。

こちらから一生懸命要望しても、みんな頑張っているんだらうから、何ともならないんですけれども、結果が出てくるのをただ待つしかないですね。まだ感染者はいない状況ですから、まだ大丈夫だと思えますが。

ここは教育委員会にお伺いします。

臨時休校の対応ということについてなんですが、インフルエンザ流行時の学校の対応について、インフルエンザ流行時に欠席者が多い場合、学級閉鎖等が行われていると思います。今回も臨時休校されたわけですがけれども、今回は私たちに卑近な例であるところでも相当深刻なインフルエンザとまだ見ぬ新型コロナウイルス感染症の今の現況と比べてみてとずっとやってきたわけですが、教育委員会内のお仕事についても触れてみたいと思います。

それではまず、インフルエンザ流行時の学校の対応ということですが、インフルエンザ流行時に欠席者が多い場合は学級閉鎖等が行われておりますが、その基準はどうなっているのかということについてお伺いします。

○藤木委員＝僕は随分とこのことについて調べている過程で忘れちゃったけど、これはどこぞの研究者の方が、疫学的にどれぐらいの罹患率で、どれぐらいの死亡原因で、定点観測でどれぐらいだったら学級閉鎖、また学校閉鎖みたいなことを疫学的な研究の成果として、その基礎となる基準めいたものがあつたような気が私はしていますけれども、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則というものにのっとっていけば、いずれにしても社会状況に伴う学校長の判断だということですね。

しかし、大体クラスに六人、インフルエンザの患者が、学校の中で大体これぐらいという基準めいたものが私はあるんだらうとは思いますが、今回、政府の臨時休業に関する要請を受けて、佐賀県として臨時休校に関わる方針が示されまして、自治体によっては臨時休校の実施を見送っているところ

もあるようです。その後の展開がどうなっているかは確認はしておりませんが、そういう学校もありました。

本県においては、いまだ患者は一人も発生しておりません。人口が密集する都会でも公共交通機関に頼った登下校をしているわけでもありません。そういった意味では飛沫感染とか接触感染の可能性は限りなくゼロに近い。しかし、決定されました。どのような考えで臨時休校を決定したのか。

そして、春休みに入るまでではなく、十五日までの二週間程度と決めた、その訳をお聞かせいただきたいと思います。

○藤木委員＝我々も社会の中に生きている存在でございますので、教育至上主義で私たちは暮らしているわけじゃないし、いろんな人たちとの付き合いの中でいろんな判断もしていかなきゃならぬわけですから、それは腹をくくってそういうふうな判断をされたということであれば、その点については尊重させていただきたい、理解をしたいというふうに思います。

そこで、この項の最後なんですけど、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとの違いということなんだけれども、似たような感染症でありながら、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザではどんな違いがあって、政府や本県の対応はどのように—ちょっとこれは新型コロナウイルス感染症との違いということなんだけれども、結局どう違いがあるのかということですね。

何でこうも似たような、僕に言わせれば似たような状態なのに、症状が近いのに、もっと言えばインフルエンザのほうがもっともっとステージが違うぐらい強力なのに、何でこうも人々はインフルエンザへの何十倍とする恐怖の中に身を寄せて暮らしているのか、また政府や本県の対策もこういう状態になっているのかということについて、医療統括監にお伺いしたいと思います。

○藤木委員＝その点については後もって話をお伺いします。

それでは最後に、今後の見通しということですが、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しについて、国はどのような見解を示しているのか、また、県内における現在の感染症対策、なるべく人が集まらないように、集めないようにする対策、イベントや式典、集会等の中止等の終わり方は、どのように中止等を終える、その点どのように考えているのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○藤木委員＝もうこれで最後ですが、取りあえず始まったものは終わらせなければ、生まれれば終わるんですけども、始めたものは終わらせなければなりません、やっぱりこの近所でも、私たちはそのニューオータニさんでも、マリトピアさんでも、いろんな宴会場というか、ホテル等もありますね。私たちがちょこちょこ行きつけの小料理屋さんでも皆さん行っていただければ分かると思うけど、百万円単位、多いところでは一千万円、何千万円単位でキャンセル、キャンセルで、本当に私たちが家に閉じこもっている間に、今が特に歓送迎会のシーズンとなってまいりました。このタイミングでもございますので、相当程度の打撃が経済の中は今あるようでございます。

そういう状況の中で、八割が軽症で、それは風邪と一緒にすよという世界。それが四百八十八人、なおかつ、佐賀県はゼロということで、今、政府の意向や県の対策本部の会議の決定を受けて私たちのこの暮らしは確かにあるわけですけども、そこで、高病原性鳥インフルエンザだとか、前の—何でしたっけ、それは忘れちゃったけど。（「SARS」と呼ぶ者あり）SARSじゃなくて、僕が一番怖いと思った。（「MERS」と呼ぶ者あり）その前です。出血熱です。エボラ出血熱は怖い。ああいうものであれば、我々の危機意識というものはぐんと、恐らくここに手を洗うところが、指消毒した人たち、問いませんが、指消毒をした人たちがこの中に何人いるのかというぐらいに、本当のところはそうなんです。同じで、いずれにしても、いつかなるべく早期にこの問題の事態が解決されるように、終わり方を前向きに、なるべく早い段階できちんと冷静な対応の中で日常生活に戻れるようにということで対応願いたいと思います。

これで最後になります。県民への注意喚起ということです。

連日のマスコミ報道にあおられて、店頭からマスクやトイレットペーパーがなくなるなどの騒動が起きたり、インターネットやSNS等でデマを流したり、これを信じたりで、県民がこの新型ウイルス

スに対して明らかに冷静さを欠いているように思います。

県民が冷静さを欠いている最大の要因は、県民自身がこの件について、自分たちの暮らしに沿った正しい情報にアクセスしている感覚がないからだと思えます。イタリア、ニューヨーク、武漢、韓国、神奈川、北海道、それも二桁の死者、三桁の患者というオーダーの少なさと、テレビでよく見る防護服にゴーグルをつけた多くの医療機関の関係者、こういうのを見ていて、なぜ二桁の死者で三桁の患者なのに、イタリアは一千五百万人を閉鎖したり、非常事態宣言をニューヨークが言って、二桁なのに、三桁なのに。しかし、テレビで出てくる医療関係者は防護服にゴーグルであります。どうということ、みんな県民は大変混乱しているようであります。

私は県民がこの件につき、ちゃんと落ち着きを取り戻すためにも、知事から県民に対し、この件について実際に起こっていること、そして今後の見通しと対策等について特別会見でも開いて、テレビで県民に語りかけたり、新聞に県広告を出したり、県民だよりなどで特集を組んだり、もっと身近なところで、身近な媒体を通じて、正確な情報を強く発信するべきではないかと思っています。揺らぎを止めるということです。

また、佐賀県のペーパーやホームページは、ここにありますが、文字が小さくて、読まれることを拒否しているかのようです。厚労省の新型コロナウイルスに関するQ&A、皆さん絶対手元に届くはずだと思うから、調べれば何とかなる。非常に詳しくよく書いてあります。これに対して佐賀県のやつは、紙一枚は確かにそこまで詳しくないけど、基礎的な知識はペーパーとしてある。これは確かに読みやすいけど、我々はこの程度のことはもう十二分に知っています。この先にある情報が知りたい。

今度はホームページに飛びますと、もうポイント数は、僕の原稿は今十四ポイントでやっていますが、七ポイントぐらい、小ささという感じ、おじいちゃん、おばあちゃんはどうやって見るねんという話で、もうちょっと県民にこの危機をちゃんと正確な情報を提供するための県庁サイドの姿勢は、厚労省やほかの機関と比べて非常に不親切だと思っています。そういう意味からすると、厚労省が出しているQ&Aの佐賀県版、私たちの暮らしに息づいているようなレベルでのQ&Aの佐賀県版を全世帯に配布するなどして分かりやすい説明に努めるべきだと思いますが、取りあえず県民への注意喚起、広報の在り方としてどのように考えているのか、健康福祉部長に御所見をお伺いいたします。

○藤木委員＝その広報のことについてですが、昔、病気も病気ぶりで、コイがヘルペスにかかってということがありまして、コイヘルペスというやつ。私の地元、小城市小城市清水というところのコイの産地が崩壊しそうになりまして、しかし、実際は食しても全然大丈夫ということだったんだけど、テレビや新聞が、コイがヘルペスにかかって大量に死んで腐っている姿をテレビがどんどんやり続けるもんだから、人間が怖くなって、お客さんがいなくなってしまうというときがありました。そのときに、県庁から三百人食べに来てくれて、当時の古川知事が食べている姿を写真に撮って、佐賀新聞やいろんな新聞の人たちがこれを一面で取り上げたのかな、そうすることでもって、ああ、安心なんだ、コイヘルペスこうだけど、別に食べてもいいんだ、報道規制というわけじゃないだろうけど、なるべく死んだコイばかりをテレビで余り移さないでくれませんかというようなこともお願いしたりなんかして、一つの産地が救われたということもあります。

やっぱり立場ある者たちがそれなりに多くの県民に知れる立場、知れるメディアにおいて大きな声で正しいことを言うというのは、やっぱりそれなりの成果が出てくるものだから、そういう意味においては、ここは知事にお出ましいただいて、またはそれにふさわしい方にお出ましいただいて、多くの県民の人たちが、ああ、そういうことかと、今回の質疑の趣旨は、正しく怖がる。怖がらなきゃいかぬ、怖がらなきゃいかぬけど、その怖がり方の正しさって何ですかということをつまびらかにしたかったがゆえの今回の質疑でもございますので、結論から言うと、怖がり方の在り方として、そこは大丈夫ですよ、ここも大丈夫ですよ、でもここは危ないですからねということをやちゃんと一般県民に伝えていただけるような広報の在り方、よくよく検討して、今の県民の不振や不安に対して、次のステージもあってはならないが、あるかもしれない。そういう意味において、正しい広報の在り方に努

めていただくことを心からお願いして、私の質問の一切を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上、終わります。

Copyright © Saga Prefectural Assembly Minutes, All rights reserved.